

犯罪多発注意報（延長） 発令通知内容

発令者 滋賀県警察本部長（「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議）

発令対象種別 子ども対象犯罪（ ）多発注意報
 女性対象犯罪（ ）多発注意報
 高齢者対象犯罪（ ）多発注意報
 その他犯罪（ 詐欺 ）多発注意報

発令期間 (即発令) 平成26年9月4日（木）から平成26年9月13日（土）まで
(延長) 平成26年9月14日（日）から平成26年9月23日（火）まで

発令地域 県内全域
 地域指定
 大津地域 南部地域 甲賀地域
 東近江地域 湖東地域 湖北地域
 高島地域

※県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市

- 発令期間中の発生状況（9月4日～9月12日まで）
 - (1) 被害発生状況：架空請求詐欺2件、その他1件
 - (2) 被害金額：約1,617万円
 - (3) LINE関連：相談件数6件、被害は無し
- 詐欺を見破るキーワード
 - 証券を買うために名義を貸して欲しい。
 - 名義貸しは犯罪だ。罪に問われる。
 - 個人情報漏洩した罪で、あなたは警察に拘束される。
 - レターパック（宅配・郵便）で現金を送って下さい。